

防災行政無線を 用いた 全国一斉 情報伝達訓練

市では、地震や武力攻撃などの発生時に、全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られてくる国からの緊急情報を、市内58か所に設置している防災行政無線を用いて確実に市民の皆さんへお伝えするため、情報伝達訓練を行います。

■試験放送の内容▽防災行政無線チャイム▽「これは、Jアラートのテストです。」3回繰り返す▽「こちらは、ほうさいがねいです。」▽防災行政無線チャイム

他▽この訓練は、本市以外の地域でも、全国的に実施されます▽試験放送当日に放送内容を確認する場合は、自動音声応答サービス(☎042-387-9900)をご利用ください

■DV防止普及啓発パネル展を開催

11月25日は、女性に対する

秋の火災予防運動

火の用心 一人一人の心掛け
作者 向井洋平さん・葛飾区在住
(平成29年東京消防庁防火標語)

11月9日(木)～15日(水)は秋の火災予防運動です。特に「寝たばこをしない」「こたろは火をつけたまま離れない」「ストーブの近くに燃えやすいものを置かない」ようにしましょう。

■小金井消防署予防課(☎042-384-0119)

【消防団員による 巡回広報活動】

消防団および小金井消防署では、市民の皆さんに防火に対する意識を高めてもらうため、市長・市議会議員等の参加のもと市内巡回広報を行います。

消防団員は、職業を持つかたわら、昼夜を問わずに発生する各種災害に備え、常に訓



■地域安全課防災消防係(☎042-387-9807)

■11月12日(日)午前10時ごろ

暴力撤廃国際日です。内閣府では、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化することを目的とし、11月12日～25日に「女性に対する暴力をなくす運動」を実施します。

市も同運動に伴い、11月10日(金)～27日(月)に「DV防止普及啓発パネル展」を開催します。ぜひご覧いただき、DV防止の輪を広げてください。

■市役所第二庁舎入口

■企画政策課男女共同参画室(☎042-387-9853)

市民協働支援センター 準備室

同準備室では、市民協働推進員を配置し、市民協働推進のための諸業務を行っています。

■開所日時月曜～金曜 午前8時30分～正午、午後1時～5時(祝日を除く)

■所 社会福祉協議会内(本町5-36-17)

■主な業務▽市民協働・市民活動等の相談▽団体向けの協働のコーディネート▽情報収集・発信▽市民活動団体リストの管理

■同準備室(☎042-385-7767) <http://blog.livedoor.jp/kyodo184/>

住宅用地の建て替え 特例制度の適用申請を

市内にある既存の住宅用家屋を建て替える際は、平成30年1月1日現在、更地や建設途中で家が完成していない場合、住宅用地の特例制度が適用されず、土地の固定資産

税・都市計画税の税額が上がります。ただし、一定の条件を満たしていれば引き続き特例制度の適用が受けられます。(平成30年度課税の対象となります)

特例制度を適用するために申請が必要です。適用条件や手続き等、詳しくはお問い合わせください。

■平成30年1月31日までに、市所定の申請書(資産税課で配布)に必要な事項を明記し、必要書類を添えて、資産税課

土地係(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9821)へ

国民年金社会保険料 控除証明書を送付

平成29年1月～12月に納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。(平成29年中に納付した過年度分や家族の分も含まれます)

■年末調整、確定申告および市・都民税申告等で社会保険料控除として申告をする際には、納付した保険料を証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、9月30日までに納付した国民年金保険料額を証明した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を日本年金機構から11月上旬に送付します。

■年末調整や確定申告の際には、この証明書と10月1日以降に納付した領収証書が必要となりますので、大切に保管してください。

■控除証明書専用ダイヤル

11月1日～平成30年3月15日の月曜～金曜 午前8時30分～午後7時、第2土曜 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

▽電話 0570-003-004
▽IP電話 PHS 03-6630-2525
■立川年金事務所(☎042-523-0352)

国民健康保険 出産育児一時金・ 葬祭費を支給

国民健康保険被保険者が出産した場合に支給します。妊婦85日以上の出産が対象です(死産、流産の場合でも支給)

〈出産育児一時金〉

※1年以上社会保険の本人であった方が、国民健康保険の資格取得から6か月以内に出産した場合は、以前加入していた社会保険から支給される場合があります

■支給額 45万円

※出産育児一時金直接支払制度をご利用の場合は、その差額が振込額となります。

■申請書類等印鑑、国民健康保険証、母子健康手帳(死産、流産の場合は医師の証明書)、通帳など振込先がわかるもの(ゆうちょ銀行の場合は通帳が必要)、直接支払を利用する(または利用しない)ことに関する医療機関との合意文書、医療機関発行の領収書等

■出産育児一時金
直接支払制度

市が42万円を上限として、出産育児一時金を病院や助産

所に直接支払うことで、被保険者が、出産時に医療機関に支払う際の負担を軽減することを目的とした制度です。ご希望の方は、出産する予定の病院や助産所で手続きが必要。詳しくは、直接、病院や助産所にお問い合わせください。

■出産育児一時金貸付制度
出産予定日の1か月前から申請を受け付けます。詳しくは、お問い合わせください。

〈葬祭費〉

国民健康保険被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方に支給します。(葬祭日

387-9833)

から2年以内に申請してください) ※社会保険の本人であった方が、国民健康保険の資格取得から3か月以内に死亡した場合は、以前加入していた社会保険から支給される場合があります

■支給額 5万円

■申請書類等印鑑、国民健康保険証、申請者が葬祭を行ったことを証する書類(領収書等)、通帳など振込先がわかるもの(ゆうちょ銀行の場合は通帳が必要)

——◇共通◇——

■国民健康保険被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方に支給します。(葬祭日

387-9833)

一斉美化清掃を行っています みんなでまちをきれいに!

町会・自治会の皆さんを中心に、まちをきれいにする運動の一環として、公共の場所(道路や公園など)の美化清掃を行っています。参加希望の方には、お住まいの地区の町会や自治会などを紹介します。

- 清掃日時
▷貫井北町、桜町、関野町=11月12日
▷東町、中町、本町1・6丁目=11月19日
▷梶野町、緑町、本町2～5丁目=12月3日
▷前原町、貫井南町=12月10日
※いずれも日曜日午前9時～10時
- 清掃用具 必要な用具は、各自でご用意ください。一斉美化清掃用のごみ袋(ポ

ランティア袋)は、町会・自治会長を通じて配布します。集めたごみは、「枝木・雑草類・落ち葉」「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「有害ごみ・スプレー缶」に分け、町会・自治会で決められた「一斉清掃専用ごみ集積所」の看板(上図)のある所に出してください。翌日収集します。 ※家庭ごみ、粗大ごみ、私有地から出たごみは対象外です



■ごみ対策課清掃係(☎042-387-9835)